

第1 内閣府令・農林水産省令第6条第1項第1号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の実施に関する方針

金融円滑化にかかる基本的方針

山田村農業協同組合（以下、「当組合」といいます。）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め取り組んでまいります。

- 1 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、真摯に対応するよう努めます。
- 2 当組合は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取り組みをご支援できるよう努めてまいります。
また、役職員に対する研修等により、上記取り組みの対応能力の向上に努めてまいります。
- 3 当組合は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
- 4 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談、要望および苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
- 5 中小企業者等金融円滑化法への対応
 - (1) 農業事業者、中小事業者および住宅ローンご利用のお客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、真摯に対応するよう努めてまいります。
 - (2) 当組合は、その際、他の金融機関や日本政策金融公庫、住宅金融支援機構、農業信用基金協会等との緊密な連携を図るよう努めてまいります。

また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。

- 6 当組合は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう必要な体制を整備いたしております。
 - (1) 組合長以下、常勤役員、各課長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
 - (2) 信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」として、当組合全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
- 7 当組合は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

附 則

この方針は、平成22年1月22日から施行する。

第2 内閣府令・農林水産省令第6条第1項第2号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制に関する事項

1. 組合長以下、関係役員部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、当組合の金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議することとしております。また、協議内容については、定期的に理事会へ報告することとしております。

なお、「コンプライアンス委員会」において次の各号に掲げる事項を協議しています。

- (1) 金融円滑化にかかる基本の方針の原案および改正案に関すること
 - (2) 金融円滑化にかかる重要な規程の制定および改廃に関すること
 - (3) 金融円滑化にかかる重要な取組事項等に関する実施計画の策定および進捗管理に関すること
 - (4) 金融円滑化にかかる施策の実施状況およびその分析結果、利用者からの金融円滑化にかかる重要な相談・苦情等を踏まえた金融円滑化管理態勢の整備に関すること
 - (5) その他重要な金融円滑化に関する情報、法令等改正による重要な制度変更社会情勢の変化を踏まえた金融円滑化管理態勢の整備に関すること
 - (6) 金融円滑化にかかる役職員の教育および能力向上態勢の整備に関すること
2. 「金融円滑化管理責任者」とは、当組合における金融円滑化管理にかかる態勢全般を統括する者をいい、信用事業担当理事としています。

また、「金融円滑化管理責任部署」とは、「金融円滑化管理責任者」の指示を受け、当組合における金融円滑化管理にかかる態勢全般を統括する部署をいい、金融共済課としています。

金融円滑化管理責任者ならびに管理責任部署を平成22年1月20日に配

置ならびに設置し、次の各号に掲げる事項を実施する役割と責任を有しています。

- (1) 所管する金融円滑化に関する規程の制定および改廃の立案ならびに決定後の周知
- (2) 金融円滑化に関する施策の立案ならびに決定後の周知、実施および進捗管理
- (3) 金融円滑化管理態勢全般の運営状況にかかる理事会および監事への報告
特に、経営に重大な影響を与える、または利用者の利益が著しく阻害される事案については速やかに報告する
- (4) 金融円滑化関連情報の収集、管理、分析および検討の実施
- (5) 利用者からの金融円滑化にかかる相談への対応
- (6) 債務者の経営再建計画策定に向けての相談・支援、経営再建計画策定後の進捗状況管理・助言等への対応
- (7) 金融円滑化にかかるモニタリングの実施
- (8) 金融円滑化管理担当者との連絡および連携

- (9) 金融円滑化法に定める開示、行政当局への報告
- (10) 金融円滑化に関する役職員の教育・研修等の実施
- (11) 信用リスク管理態勢、利用者保護等管理態勢等の関連する管理態勢との連携および調整

3. 「金融円滑化管理担当者」は、金融円滑化管理責任者が選任し平成22年1月20日に配置しています。

また、金融円滑化管理担当者は、次の各号に掲げる事項を実施する役割と責任を有しています。

- (1) 金融円滑化管理責任者からの指示に基づく金融円滑化の実施状況および計数の報告
- (2) 金融円滑化にかかる諸規程および関係部署からの指示事項の本所等内の周知
- (3) 金融円滑化管理責任者との連携
- (4) 金融円滑化に関する本所等の職員からの相談および本所等の職員に対する教育
- (5) 利用者からの金融円滑化にかかる苦情・相談への対応適切性の確保

4. 本所では、金融円滑化にかかる取引の実施状況について、記録を作成し、当該記録は5年間保存することとしております。

第3 内閣府令・農林水産省令第6条第1項第3号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うための体制に関する事項

1. 利用者からの金融円滑化にかかるご相談ならびに苦情窓口を平成22年1月20日に金融共済課に設けています。

また、受付した苦情については、「JAバンク苦情等対応要領」により取扱うものとしています。その際、必要に応じて金融円滑化管理責任者および金融円滑化管理担当者と連携して対応を行なうものとしています。

2. 相談および苦情窓口は以下のとおり。

店舗名	所在地	窓 口	電話番号
本所	富山県富山市山田中村244	金融担当	076-457-2211

(受付時間：平日9時～16時)

第4 第6条第1項第4号に規定する法第4条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制に関する事項

1. お借入条件の変更等を行ったお客さまの経営状況や経営改善計画の進捗状況を継続的に把握し、必要に応じて経営改善または再生のための助言を行う等、お客さまへの支援について真摯に取り組んでおります。

特に、農業者のお客さまに関しては、当組合の営農部門（営農指導員1名配置）とも連携し、経営相談等を行う体制を整備しています。

2. 経営相談、経営改善・再生のための支援能力向上のため、当組合職員に対し、必要な研修・指導を行っています。

1月24日 職員研修会開催 参加者16名

研修内容： 金融円滑化法の対応等

別表 1

法第4条に基づく措置の実施状況

(債務者が中小企業者である場合)

(金額単位：百万円)

	平成22年12月末		平成23年3月末	
	件数	金額	件数	金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	0	0	0	0
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権	0	0	0	0
うち、実行に係る貸付債権	0	0	0	0
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権	0	0	0	0
うち、農業信用基金協会又は漁業信用基金協会が借換資金の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権	0	0	0	0
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権	0	0	0	0
うち、農業信用基金協会又は漁業信用基金協会が借換資金の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権	0	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権	0	0	0	0
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権	0	0	0	0
うち、実行に係る貸付債権	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権	0	0	0	0
うち、信用保証協会等が債務の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権	0	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権	0	0	0	0

(債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合)

(金額単位：百万円)

	平成22年12月末		平成23年3月末	
	件数	金額	件数	金額
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日以後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	0	0	0	0
うち、実行に係る貸付債権	0	0	0	0
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権	0	0	0	0
うち、農業信用基金協会又は漁業信用基金協会が借換資金の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権	0	0	0	0
うち、他の金融機関により法の施行日以後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権	0	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権	0	0	0	0

別表 2**法第 5 条に基づく措置の実施状況**

(債務者が住宅資金借入者である場合)

(金額単位：百万円)

	平成22年12月末		平成23年3月末	
	件数	金額	件数	金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	0	0	0	0
うち、実行に係る貸付債権	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権	0	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権	0	0	0	0

(注) 法第 4 条および第 5 条に基づく措置の実施状況における、「貸付けの条件の変更等」の定義等は、「農水産業協同組合に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する命令」に基づいて計上しております。